

序章. 計画の策定にあたって

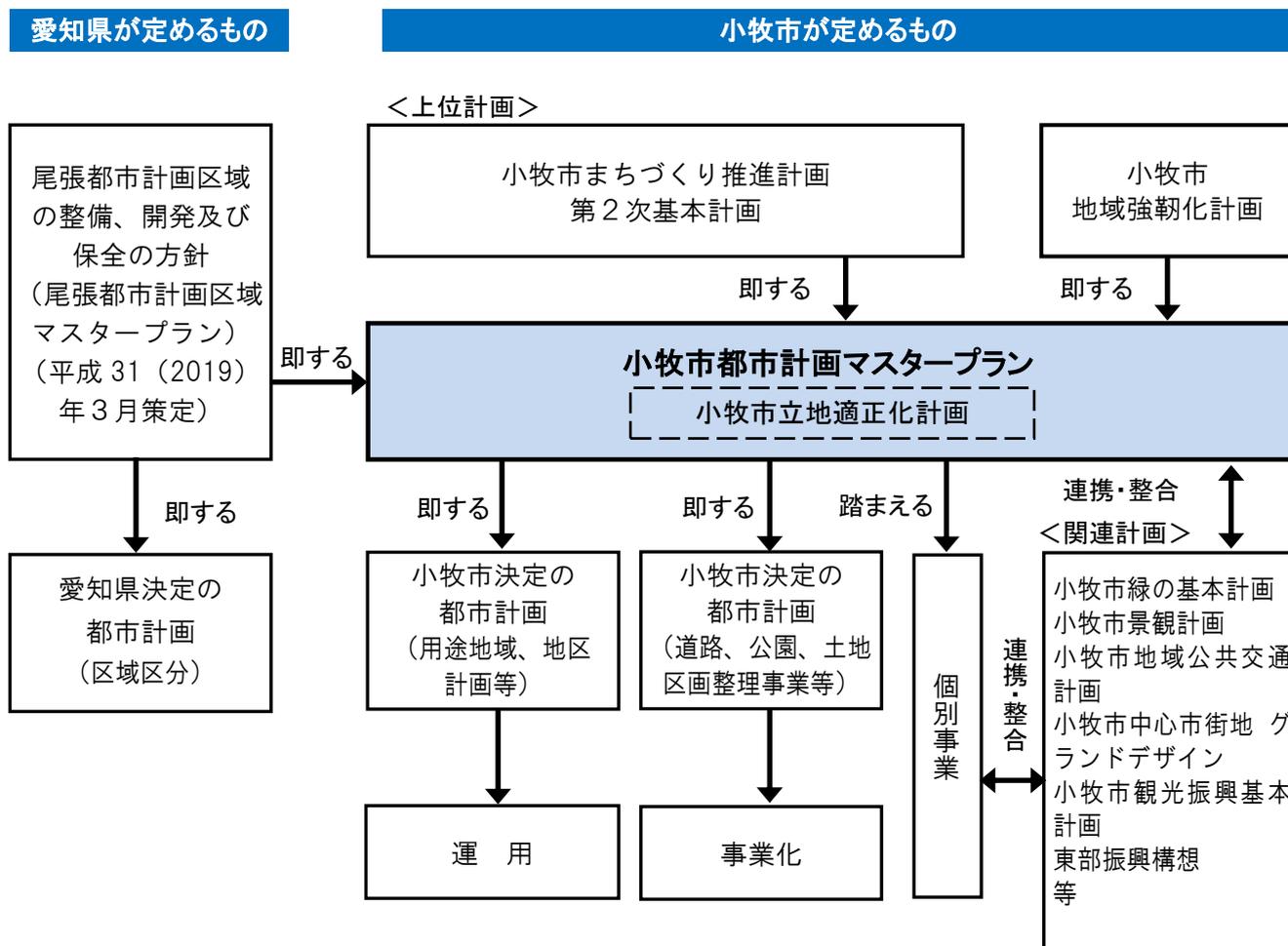
(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。(都市計画運用指針)

(2) 法体系における位置づけ

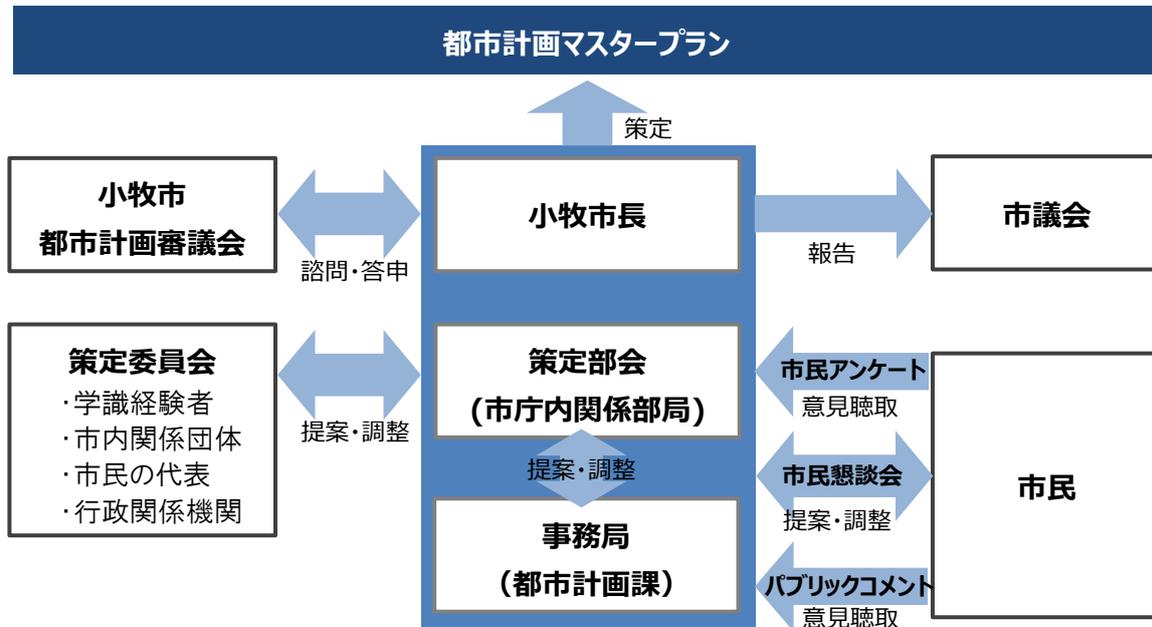
「小牧市都市計画マスタープラン」は、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」及び「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）」に即し、定めるものです。

本計画は、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市計画部門に関する、より具体的な方向性や施策を体系的に示した指針として位置づけるものです。また、「小牧市立地適正化計画」は、小牧市都市計画マスタープランの一部となるものです。



(3) 策定体制

本計画は、市民協働によるまちづくりを進めるため、市民アンケート調査を通じ市民意向を把握するとともに、市民懇談会で出された市民の生の声を参考にするなど、積極的な市民参加を図るとともに、庁内関係課で組織する策定部会や、学識者や市民代表などから組織する策定委員会で検討を行った計画案を都市計画審議会に諮り、策定しました。



(4) 策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年2月に現行の「小牧市都市計画マスタープラン」を策定しております。

こうした中、当該マスタープランの策定後5年が経過し、この間、本市の最上位計画となる「小牧市まちづくり推進計画」の改定や令和4（2022）年3月に東部地域におけるまちづくりの指針として「東部振興構想」が策定されたことなどから、上位計画や関連計画と連携・整合をはかるため見直し（改定）を行うものであります。

(5) 計画期間

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、令和2（2020）年策定時から10年後である令和12（2030）年を目標年次とします。

(6) 上位計画の概要

①小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画

本市では、小牧市自治基本条例第19条第1項において、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画を定めることとしています。

<小牧市民憲章>

市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するために制定されました。

- 一、健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
- 一、感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
- 一、緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
- 一、高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
- 一、希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。

<構成>

「まちづくり推進計画」は、市政を取り巻く時代の潮流やまちづくりの主要課題などを示した序章、「計画の概要」を示す第I章と、まちづくりの機軸となる「都市ヴィジョン」を掲げる第II章、行政の経営資源を優先的に投入すべき事業などを打ち出す「市政戦略編（第III章）」、各行政分野の所管課が責任をもって計画的に推進する「分野別計画編（第IV章）」、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進する「自治体経営編（第V章）」、計画を効果的・効率的に推進するための方策を示す「計画の推進方策（第VI章）」から構成されます。

<計画の推進方策>

「まちづくり推進計画」を起点とするPDCAサイクルによる計画の推進にあたっては、現状と目標との乖離状況を定期的に把握し、その要因を分析することで、計画の進行管理と必要な改革・改善を継続的に実施するための方策を示しています。

<SDGsの推進>

SDGsは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するために17の目標を掲げ、その達成に向けて経済・社会・環境の広範な課題の解決に統合的に取り組むことをうたった、令和12（2030）年までを目標年限とする世界共通の目標です。

17の目標は、いずれも「住民福祉の向上」という地方自治体が果たし得る役割と密接に関連しており、地方自治体の取り組みそのものがSDGsの達成に直結すると考えられます。

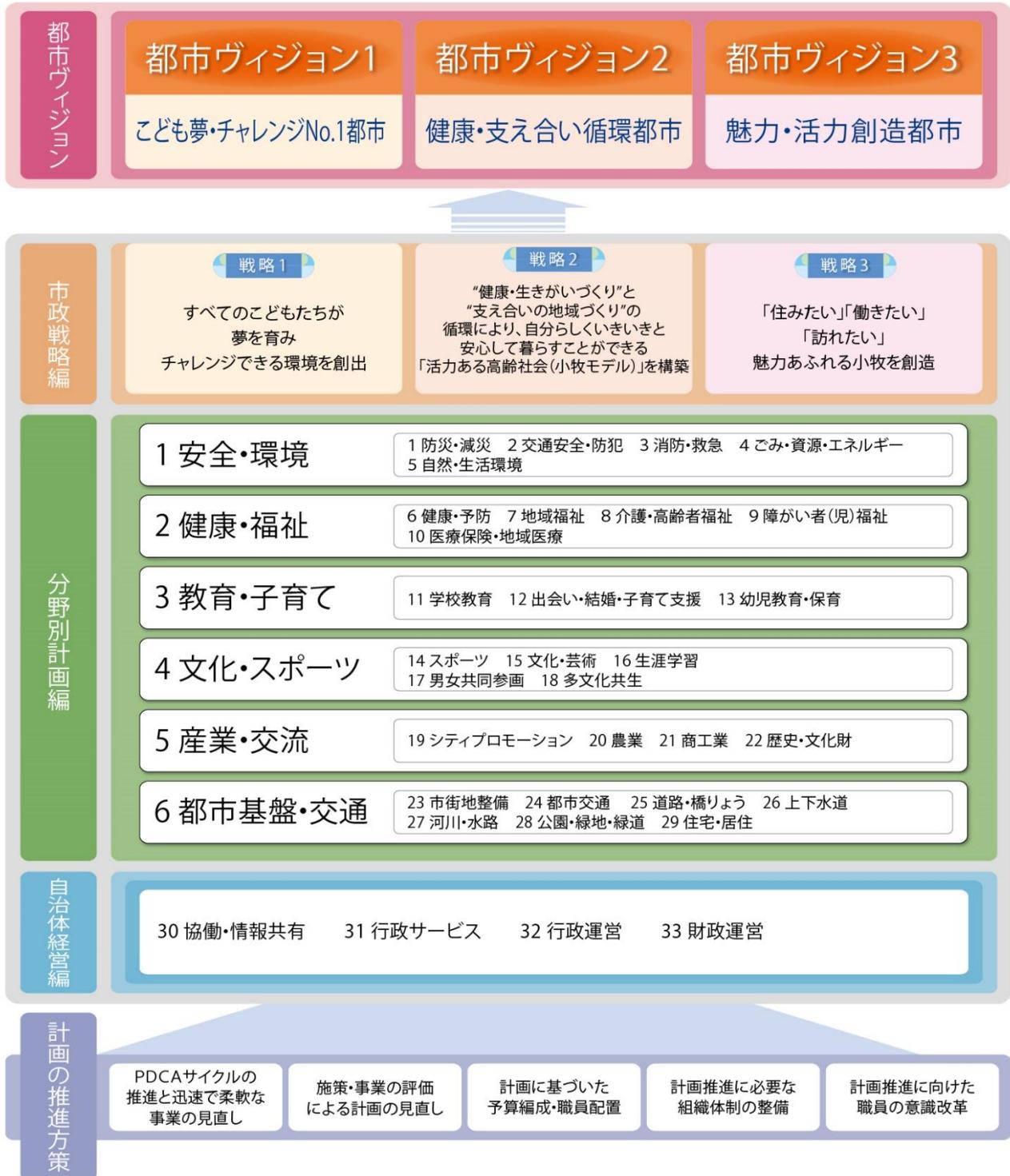
本市は、これまでに「小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画」の推進を通じ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組み、令和3（2021）年5月には尾張地域で初となる「SDGs未来都市」に選定されました。

本市が将来にわたって真に豊かな地域社会を確立するため、SDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現をすべての政策分野を貫く共通言語として位置づけ、組織横断的に17の目標の達成に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<施策の体系>



②尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、愛知県が都市計画区域ごとに、一市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。本市は「尾張都市計画区域」に属しており、「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）」は平成 31（2019）年 3 月に策定されています。

<基本理念>

広域からヒトやモノが集まるとともに、 歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

「元気」

優れた広域交通体系により、航空宇宙産業をはじめとする産業の集積、多くの歴史・文化資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かし、多方面からヒト・モノなどが集まる都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」

地域のコミュニティと生活に必要な都市機能を維持しながら、さらなるスプロール化を抑制し、歩いて暮らせる生活圏が形成された都市づくりを進めます。

<都市づくりの目標>

■暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標

- ・主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- ・都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- ・市街化調整区域に広がる D I D を中心とした人口密度の高い集落地などでは、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、現在の生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。

■リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標

- ・歴史・文化資源、国営木曽三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- ・リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- ・広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などとのアクセス性の向上を目指します。

■力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標

- ・既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- ・経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

■大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

- ・災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

■自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

- ・農地、樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

図表 将来都市構造図

